

【フォーラム】

日本語の様態副詞と結果述語の統語論

島 山 雄 二 本 田 謙 介 田 中 江 扶
 東京農工大学 茨城工業高等専門学校 信州大学

【要旨】「雑に髪を赤く染めた」のように、様態副詞「雑に」と結果述語「赤く」は共起が可能である。しかし、「*赤く雑に髪を染めた」のような語順にすると非文法的になってしまう。本稿では、この非文法性は統語的なものであり、様態副詞と結果述語が共起する場合には (i) のような《反構成素統御条件》が遵守される必要があると主張した¹。

(i) **反構成素統御条件 (anti-c-command condition) :**
 様態副詞は結果述語によって構成素統御 (c 統御) されてはならない。

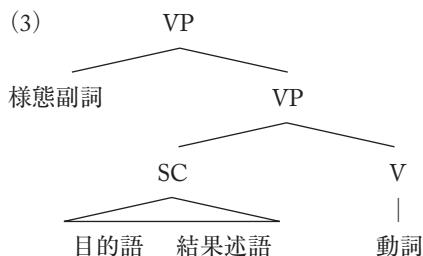
キーワード：様態副詞，結果述語，反構成素統御条件

1. はじめに

まず、(1) と (2) を見てみよう。

- (1) 雑に髪を赤く染めた。
- (2) *赤く雑に髪を染めた。

一般的に「雑に」のような副詞は《様態副詞》と呼ばれていて、「赤く」のような述語は《結果述語》と呼ばれている。(1) で示されているように、様態副詞と結果述語は共起が可能である。しかし、(2) のように語順を少し変えただけで文法的だった文が非文法的な文になってしまう。これはどうしてだろうか。本稿では、(1) と (2) の文法性の違いを (3) の統語構造と (4) の条件によって説明する。



¹ 『言語研究』の査読者より、本稿の構成や内容に関し、貴重なコメントを頂くことができた。厚く御礼申し上げます。本稿に残されているであろう不備や誤りは、すべて執筆者の責任である。なお、執筆者の順番はアルファベット順である。

(4) 反構成素統御条件 (anti-c-command condition) :

様態副詞は結果述語によって構成素統御 (c 統御) されてはならない。

次節では、様態副詞と結果述語に関する統語構造および反構成素統御条件について詳しく論じる。

2. 様態副詞と結果述語の統語構造および反構成素統御条件

2.1. 様態副詞と結果述語の統語構造

日本語では、形容詞の連用形 (いわゆる「ク形」) と形容動詞の連用形 (いわゆる「ニ形」) が、(5) や (6) のように《様態を表す副詞 (様態副詞)》として使われたり、(7) や (8) のように《目的語の結果の状態を表す述語 (結果述語)》として使われたりする場合がある (便宜上、様態副詞には一重の下線を、結果述語には二重の下線をそれぞれ施すことにする)²。

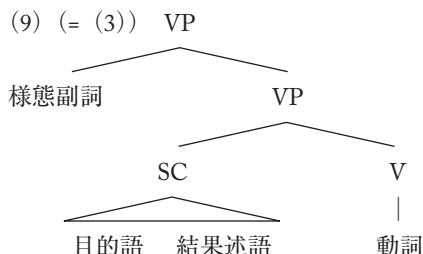
- (5) すばやく絵を描いた。 (様態副詞)
 (6) 雑に手を洗った。 (様態副詞)
 (7) 髪を赤く染めた。 (結果述語)
 (8) 花瓶を粉々に壊した。 (結果述語)

(5) の「すばやく」は、「絵を描く」という行為が「すばやい」ことを表し、(6) の「雑に」は「手を洗う」という行為が「雑な」ことを表している。このことから、(5) の「すばやく」と (6) の「雑に」はどちらも様態副詞ということになる。一方、(7) の「赤く」は、「髪を染めた結果、髪が赤い状態になった」という目的語 (「髪」) の結果の状態を表し、(8) の「粉々に」は、「花瓶を壊した結果、花瓶が粉々の状態になった」という目的語 (「花瓶」) の結果の状態を表している。このことから、(7) の「赤く」と (8) の「粉々に」はどちらも結果述語ということになる。

様態副詞 (「すばやく」) は意味的に動詞句 (「絵を描く」) を修飾している。このことから構造上、様態副詞は動詞句を構成素統御 (c-command) (以下、「c 統御」と呼ぶ) すると仮定する。また、目的語 (「髪を」) と結果述語 (「赤く」) には意味上主述関係がある。このことから構造上、目的語と結果述語はお互いが c 統御の関係にあると仮定する³。なお、当該主述関係には時制は含まれていないので、時制を欠いた小さな節という意味で SC (=Small Clause) というラベルを貼る。以上をすべて仮定すると、様態副詞と結果述語は、(9) のような統語構造上の位置を占めることになる。

² 本稿では便宜上「結果述語」という用語を用いているが、「結果の副詞」という用語を用いている研究もある (仁田 (2002: 35-36) など参照)。なお「結果述語」を含む日本語の「二次述語」については、Koizumi (1994) や Takezawa (1993) などを参照。

³ 本稿は日本語の結果構文の包括的研究ではない。結果構文については影山 (1996) や Washio (1997) など参照。



(9) の様態副詞と結果述語の位置がそれぞれの基底構造の位置である。仮にスクランプリング等で語順の変更があった場合でも、様態副詞と結果述語は基底構造の位置で解釈されることになる。たとえば、下の (10b) のように、結果述語 (「赤く」) が目的語 (「髪を」) の左側にスクランプリングした場合でも、結果述語は基底構造の位置 (すなわち (10a) の位置) で解釈される。

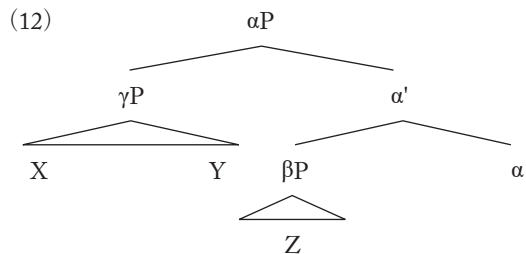
- (10) a. 髪を 赤く 染めた。
 b. 赤く 髪を 染めた。

このため、(10a) と (10b) の文の解釈は同じとなる。

次の節に移る前に、(9) で仮定した SC についてもう少し詳しく述べておく。目的語と結果述語が SC をなすということを、Ko (2011) が独立した証拠を用いて示している⁴。以下では Ko (2011) の議論を紹介する。Ko (2011: 733) は (11) のような「叙述領域 (predication domain) に関する Edge Generalization (=EG)」を提唱した⁵。

- (11) EG in the predication domain

If X and Y are dominated by a specifier γP of a predication domain αP , X and Y cannot be separated by an αP -internal element Z that is not dominated by γP .



⁴ 査読者の一人から、目的語と結果述語が SC をなすことを示す分析として Ko (2011) を紹介していただいた。ここに感謝申し上げる。

⁵ Ko (2011) では EG を叙述領域に限定して適用しているが、EG の適用範囲はそれよりもっと広い。詳しくは Ko (2005) を参照。

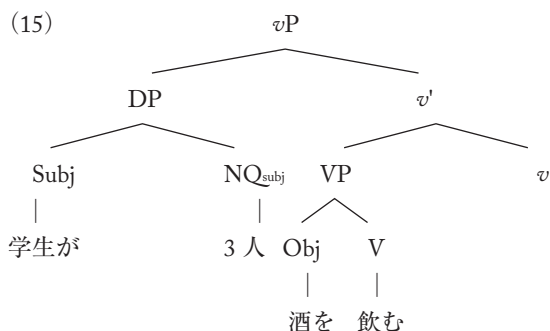
(13) *XZY

(11) を (12) の構造を使って簡単に説明する。X と Y は叙述領域 (αP) の指定部の γP に支配されている。一方、Z は αP 内にあるものの γP には支配されていない場所にある。X と Y と Z がそのような位置を占めている場合、X と Y の間に Z が入り込む XZY という語順をつくることはできない (= (13))。これが (11) の一般化の骨子である。

では、より具体的に αP が vP の場合を見てみよう。まず、例文を示す。

- (14) a. 学生が3人酒を飲んだ。
 b. *学生が酒を3人飲んだ。 (Ko (2011: 734))

(14a) は文法的であり、「学生が3人」と「酒を飲んだ」は叙述関係にある。しかし、「学生が」と「3人」の間に「酒を」が入り込むと (14b) のように非文法的になる。(14a) は (15) の構造を持つと考えられる。

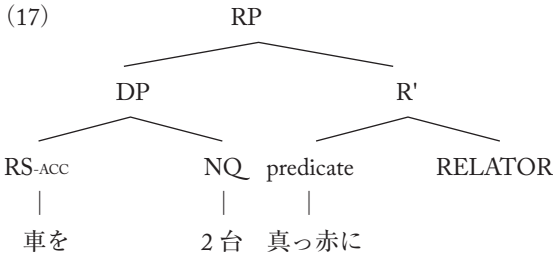


(15) において、「学生が」と「3人」は叙述領域 (vP) の指定部の DP に支配されている。一方、「酒を」は vP 内にあるものの DP には支配されていない。(11) によって、「学生が」と「3人」の間に「酒を」が入り込む「学生が-酒を-3人」という (14b) の語順をつくることはできない。

これとまったく同じことが、目的語と結果述語にも言える。(16) を見てみよう。

- (16) a. ジョンが車を2台真っ赤に塗った。
 b. ?*ジョンが車を真っ赤に2台塗った。 (Ko (2011: 753))

(16a) は文法的であり、「車を2台」と「真っ赤に」は叙述関係にある。しかし、「車を」と「2台」の間に「真っ赤に」が入り込むと (16b) のように非文法的になる。このことは (16a) の「車を2台真っ赤に」の構造を (17) のように仮定することで、(15) で見た vP の場合と同様に説明できる。



(17) は Ko (2011: 753) が提案している SC の構造である。(17) の RELATOR は主語と述語を仲介する主要部を表す (cf. Den Dikken (2006))。RS は結果述語の主語 (Resultative Subject) を表し、NQ は数量詞 (Numeral Quantifier) を表す。(17) において、「車を」と「2台」は叙述領域 (RP) の指定部の DP に支配されている。一方、「真っ赤に」は RP 内にあるものの DP には支配されていない。(17) の構造を仮定すれば、(11) によって、「車を」と「2台」の間に「真っ赤に」が入り込む「車を－真っ赤に－2台」という (16b) の語順をつくることはできないことが説明できる。このことから目的語と結果述語の統語構造が (17) のような構造、すなわち SC をなしているということがわかる。

2.2. 反構成素統御条件

本節では様態副詞と結果述語が共起している例を取り上げ、そこには語順の制限があることを指摘する。まず、次の例を見てみよう。

- (18) a. 雑に髪を赤く染めた。
 b. *赤く髪を雑に染めた。
- (19) a. 雑に赤く髪を染めた。
 b. *赤く雑に髪を染めた。
- (20) a. すばやく花瓶を粉々に壊した。
 b. *粉々に花瓶をすばやく壊した。
- (21) a. すばやく粉々に花瓶を壊した。
 b. *粉々にすばやく花瓶を壊した。

(18a) (19a) (20a) (21a) で示されているように、様態副詞と結果述語は単文中で共起することができる。しかし、共起する際の様態副詞と結果述語の語順は全く自由というわけではない。(18a) と (19a) のように様態副詞 (「雑に」) が結果述語 (「赤く」) の左側に来ている場合は文法的であるが、(18b) と (19b) のように結果述語が様態副詞の左側に来ている場合は非文法的である。同様に、(20a) と (21a) のように様態副詞 (「すばやく」) が結果述語 (「粉々に」) の左側に来ている場合は文法的であるが、(20b) と (21b) のように結果述語が様態副詞の左側に来ている場合は非文法的である。

これらのデータから、様態副詞と結果述語の語順には (22) のような線形順序に関する条件が関与していると考えられるかも知れない。

(22) 様態副詞は結果述語の右側に現れてはいけない。

しかし、(22) は (23) や (24) のような例により正しくないことがわかる。

(23) 髪を 赤く 雑に 染めた。

(24) 花瓶を 粉々に すばやく 壊した。

(23) と (24) の例では、様態副詞が結果述語の右側に現れているにもかかわらず文法的である。さらに、そのほかの類例も (25) にあげておく (なお、(25) では説明の便宜上、(18a) (19b) (23) のパターン⁶の例を比較している) 。

(25) 様態副詞と結果述語の共起関係

様態 - 目的語 - 結果 (cf. (18a))	*結果 - 様態 - 目的語 (cf. (19b))	目的語 - 結果 - 様態 (cf. (23))
強く 板を <u>真っ二つに</u> 割る。	* <u>真っ二つに</u> 強く 板を 割る。	板を <u>真っ二つに</u> 強く 割る。
ゆっくり 紙を <u>星型に</u> 切る。	* <u>星型に</u> ゆっくり 紙を 切る。	紙を <u>星型に</u> ゆっくり 切る。
<u>丁寧</u> に キャベツを <u>細く</u> きざむ。	* <u>細く</u> <u>丁寧</u> に キャベツを きざむ。	キャベツを <u>細く</u> <u>丁寧</u> に きざむ。
<u>しっかりと</u> 靴を <u>ピカピカに</u> 磨く。	* <u>ピカピカに</u> <u>しっかりと</u> 靴を 磨く。	靴を <u>ピカピカに</u> <u>しっかりと</u> 磨く。
<u>じっくり</u> コロケを <u>カリカリ</u> に 揚げる。	* <u>カリカリに</u> <u>じっくり</u> コロケを 揚げる。	コロケを <u>カリカリに</u> <u>じっくり</u> 揚げる。

(25) の例文中の様態副詞は仁田 (2002) から、結果述語は影山 (1996) から借用)

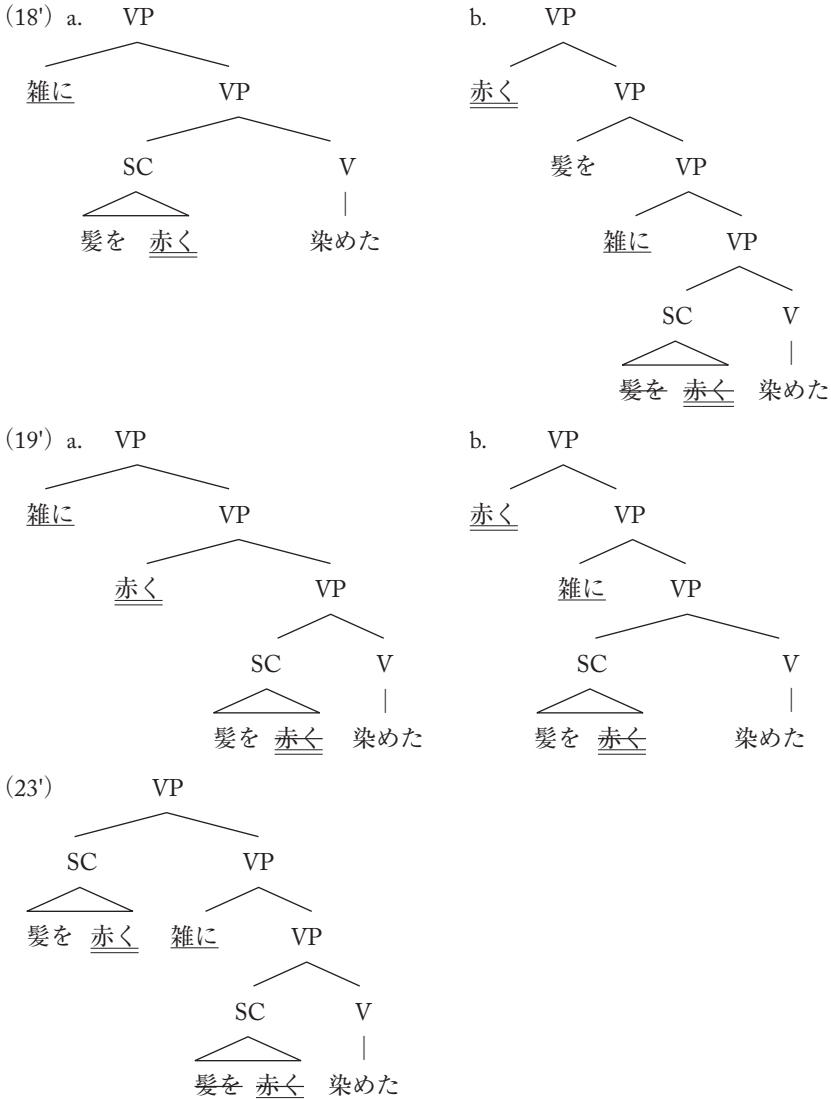
これらの例から、様態副詞と結果述語の語順の制限は線形順序では規定できないことがわかる。本稿では、両者の語順の制限は統語構造に基づいて規定できると主張する。以下では、(18) から (21) および (23), (24) の例をとりあげ、その統語構造について見ていく。

まず、(18) (19) (23) の統語構造 (それぞれ (18') (19') (23')) を見てみよう。

⁶ 査読者の一人から、(18b), (19b), (20b), (21b) および (25) の中央列の例について、次の場合には容認可能になるという話者が複数いるとのご指摘を頂いた。

- (i) 結果述語と様態副詞の両方あるいはそのどちらかに強調が置かれる。
- (ii) 結果述語と様態副詞の間にポーズ (間) が置かれる。

このことから、音声的ないしは音韻論的な影響が文法性の判断に影響を及ぼす可能性があると考えられる。事実、強調ストレスが代名詞の解釈に影響を与えることも指摘されている (久野 (1983))。この可能性に関しては今後の検討課題としたい。



(18'b) (19'a) (19'b) (23') はすべて、(18'a) の基底構造からスクランプリングされて得られた構造である。ここでは、様態副詞（「雑に」）と結果述語（「赤く」）の階層関係に特に注目してみよう。まず、(18'a) では様態副詞が結果述語を c 統御するが、様態副詞は結果述語によって c 統御されていない。この構造を持つ (18a) は文法的である。一方、(18'b) では様態副詞が結果述語を c 統御しないが、様態副詞は結果述語によって c 統御されている。この構造を持つ (18b) は非文法的で

ある。また、(19'a) では様態副詞が結果述語を c 統御するが、様態副詞は結果述語によって c 統御されていない。この構造を持つ (19a) は文法的である。一方、(19'b) では様態副詞が結果述語を c 統御しないが、様態副詞は結果述語によって c 統御されている。この構造を持つ (19b) は非文法的である。最後に、(23') では様態副詞は結果述語を c 統御せず、かつ、様態副詞は結果述語によって c 統御されてもいない。この構造を持つ (23) は文法的である。なお、(20) (21) (24) の例文もそれぞれ (18) (19) (23) と同様の統語構造が仮定され、同様の説明が与えられる。

以上をまとめると (26) の表になる。

(26)	様態副詞が結果述語を c 統御する	様態副詞が結果述語に c 統御される	文法性	例
	○	×	✓	(18a) (19a) (20a) (21a)
	×	○	*	(18b) (19b) (20b) (21b)
	×	×	✓	(23) (24)

(26) の表から、様態副詞と結果述語の語順の制限に関する条件として (27) が導き出せる。

(27) **反構成素統御条件 (anti-c-command condition) :**

様態副詞は結果述語によって構成素統御 (c 統御) されてはならない。

様態副詞と結果述語の語順は、(27) の条件が守られる限りにおいて、自由であるということになる⁷。

3. おわりに

本稿は、様態副詞と結果述語の共起制限について論じた。先行研究では、日本語の副詞類や結果述語に関する記述や分類は多く見られるが (仁田 (2002), 野田 (2013)), 様態副詞と結果述語の構造上の位置関係や、様態副詞と結果述語が共起する場合の統語的な制約に関しては、ほとんど議論されていなかった。本稿はデータに基づきながら、(27) のような「反構成素統御条件」を提出した。(27) を下に繰り返す。

(27) **反構成素統御条件 (anti-c-command condition) :**

様態副詞は結果述語によって構成素統御 (c 統御) されてはならない。

⁷ 査読者の一人から、「様態副詞と結果述語は、スクランプリング等で語順に変化があった場合でも、基底構造の位置 (cf. (9)) で解釈されるとしているが、(27) の条件は文の派生のどの部門で適用されるのか」との質問が寄せられた。本稿では、(27) の条件はスクランプリングの後、つまり、表層構造 (S 構造) で適用され、スクランプリングされた要素は LF で移動元の位置に戻る (undo される) と考えている (cf. Saito (1989))。

(27) は、管見の限りこれまで指摘されたことのない条件だと思われるが、一般化を述べただけに過ぎない。なぜ様態副詞と結果述語の共起に c 統御に関する制約が関与するののかという問題については、今後の課題とする⁸。

参考文献

- Chomsky, Noam (1981) *Lectures on government and binding*. Dordrecht: Foris.
- Den Dikken, Marcel (2006) *Relators and linkers: The syntax of predication, predicate inversion, and copulas*. Cambridge: MIT Press.
- 影山太郎 (1996) 『動詞意味論』 東京：くろしお出版。
- Ko, Heejeong (2005) *Syntactic edges and linearization*. PhD dissertation, MIT, Cambridge, MA.
- Ko, Heejeong (2011) Predication and edge effects. *Natural Language and Linguistic Theory* 29: 725–778.
- Koizumi, Masatoshi (1994) Secondary predicates. *Journal of East Asian Linguistics* 3: 25–79.
- 久野暉 (1983) 『新日本文法研究』 東京：大修館書店。
- 仁田義雄 (2002) 『副詞の表現の諸相』 東京：くろしお出版。
- 野田尚史 (2013) 「日本語の副詞・副詞節の階層構造と語順」 遠藤喜雄 (編) 『世界に向けた日本語研究』 69–101. 東京：開拓社。
- Saito, Mamoru (1989) Scrambling as semantically vacuous A'-movement. In: Mark R. Baltin and Anthony S. Kroch (eds.) *Alternative conception of phrase structure*, 182–200. Chicago: University of Chicago Press.
- Takezawa, Koichi (1993) Secondary predication and locative/goal phrases. In: Nobuko Hasegawa (ed.) *Japanese syntax in comparative grammar*, 45–87. Tokyo: Kuroosio.
- Washio, Ryuichi (1997) Resultatives, compositionality, and language variation. *Journal of East Asian Linguistics* 6(1): 1–49.

⁸ この点に関して、査読者の一人から様態副詞と結果述語の共起制限に c 統御がかかるのはどのような概念的要請に基づいているのかという興味深いご指摘を頂いた。今後の研究課題としたい。なお、査読者から「[局所性] という特徴が様態副詞と結果述語の共起制限に見られる」ことも指摘してもらった。

- (i) * 星型にゆっくり紙を切る。(cf. (25))
 (ii) 星型に [時間をゆっくりかけて] 紙を切る。

(i) にあるように、結果述語(「星型に」) – 様態副詞(「ゆっくり」)の語順は非文法的であるが、(ii) のように「時間をゆっくりかけて」とすると結果述語(「星型に」) – 様態副詞(「ゆっくり」)の語順が容認可能になる。(ii) では、「ゆっくり」が「時間をかけて」に意味的にかかるため、「時間をゆっくりかけて」は付帯状況を表す埋め込み文として捉えられる。よって、(ii) が文法的であることから、結果述語と様態副詞が同節中にある場合には結果述語 – 様態副詞の語順が許されると考えられる。この「局所性」という観点からも様態副詞と結果述語の共起制限を追及できる可能性を示唆して頂いたことに感謝したい。

執筆者連絡先：

島山 雄二

東京農工大学

hatayu@cc.tuat.ac.jp

本田 謙介

茨城工業高等専門学校

dzb12452@nifty.com

田中 江扶

信州大学

kout@shinshu-u.ac.jp

[受領日 2020年8月21日

最終原稿受理日 2021年3月24日]

Abstract

The Syntax of Manner Adverbs and Resultative Predicates in Japanese

YUJI HATAKEYAMA
*Tokyo University of Agriculture
and Technology*

KENSUKE HONDA
*National Institute of
Technology, Ibaraki College*

KOSUKE TANAKA
Shinshu University

As in the sentence *Zatsu-ni kami-o akaku someta* (I dyed my hair red roughly.), the manner adverb *zatsu-ni* (roughly) and the resultative predicate *akaku* (red) can co-occur in a sentence. However, the reversed word order of *zatsu-ni* and *akaku*, **Akaku zatsu-ni kami-o someta*, becomes ungrammatical. Close examination of the data suggests that when a manner adverb and a resultative predicate co-occur, the syntactic anti-c-command condition given in (i) must be observed.

(i) Anti-c-command condition:

The manner adverb must not be c-commanded by the resultative predicate.